

(2) 租税特別措置法第40条第6項から第12項までの規定の適用を受けることの確認書

受贈法人等が、措法第40条第6項から第12項までの規定による各届出書(29~43ページ参照)を提出する場合には、寄附財産等を引き継ぐ公益法人等が作成した次の書類を添付する必要があります。

【参考様式】

☞ 寄附財産等を引き継ぐ公益法人等の所在地・名称・所轄税務署名等を記載してください。

租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書



令和 年 月 日 提出 国税庁長官		提出先		税務署長	
確認をした公益法人等(共同受託の場合は、主宰受託者)					
住所又は所在地		代表者氏名		電話番号	
氏名又は名称(カナ)		業種又は職業		連絡先氏名	
氏名又は名称		業種又は職業		連絡先氏名	
公益信託の名称					
主宰受託者以外の受託者					
1	住所又は所在地	代表者氏名	電話番号	-	
	氏名又は名称(カナ)	業種又は職業	連絡先氏名		
2	住所又は所在地	代表者氏名	電話番号	-	
	氏名又は名称(カナ)	業種又は職業	連絡先氏名		

当公益法人等は、下記の公益法人等が租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることを確認しました。

特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた公益法人等(共同受託の場合は、主宰受託者)

住所又は所在地		代表者氏名		電話番号	
氏名又は名称(カナ)		業種又は職業		連絡先氏名	
氏名又は名称		業種又は職業		連絡先氏名	
公益信託の名称					
主宰受託者以外の受託者					
1	住所又は所在地	代表者氏名	電話番号	-	
	氏名又は名称(カナ)	業種又は職業	連絡先氏名		
2	住所又は所在地	代表者氏名	電話番号	-	
	氏名又は名称(カナ)	業種又は職業	連絡先氏名		

☞ 寄附財産等の贈与等を行う受贈法人等の所在地・名称等を記載してください。

参考事項(特定贈与等を受けた財産)

☞ 寄附財産等を引き継ぐ公益法人等又は寄附財産等の贈与等を行う受贈法人等が共同受託の公益信託の受託者である場合に、主宰受託者以外の受託者について記載してください。	数量	
	人等が、当該特定贈与等を受けた公益法人等に対して租税特別措置法第40条各項の規定が適用されることとなります。	

- ☞ 次の区分に応じて次の数字を記載してください。
- (1) 措法第40条第6項の規定の適用を受ける場合 (8、29ページ参照) … 「6」
 - (2) 措法第40条第7項の規定の適用を受ける場合 (8、31ページ参照) … 「7」
 - (3) 措法第40条第8項の規定の適用を受ける場合 (9、33ページ参照) … 「8」
 - (4) 措法第40条第9項の規定の適用を受ける場合 (10、35ページ参照) … 「9」
 - (5) 措法第40条第10項の規定の適用を受ける場合 (11、37ページ参照) … 「10」
 - (6) 措法第40条第11項の規定の適用を受ける場合 (11、40ページ参照) … 「11」
 - (7) 措法第40条第12項の規定の適用を受ける場合 (12、42ページ参照) … 「12」